

令和3年第5回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和3年5月12日(水)
午後2時55分～午後3時35分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員
- | | |
|---------------|-----------|
| 教 育 長 | 新 子 寿 一 |
| 教 育 長 職 務 代 理 | 山 崎 裕 行 |
| 委 員 | 田 中 保 和 |
| 委 員 | 近 藤 温 子 |
| 委 員 | 西 村 弥 生 子 |
4. 出席した職員
- | | |
|-----------------|---------|
| 教 育 部 長 | 福 島 潔 |
| 教 育 監 | 中 平 好 美 |
| 教 育 総 務 課 長 | 栗 田 聖 子 |
| 社 会 教 育 課 長 | 北 西 浩 二 |
| 次 長 兼 文 化 財 課 長 | 寺 川 款 |
| 学 務 課 参 事 | 和 田 博 幸 |
| 図 書 館 長 | 東 野 泰 彦 |
| 公 民 館 長 | 松 田 佳 世 |
| 事 務 局 教 育 総 務 課 | 井 上 敦 |
5. 議事案件
- 議案第16号 柏原市社会教育委員の委嘱について
- 議案第17号 柏原市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第18号 令和3年度就学援助について
- 議案第19号 柏原市図書館協議会委員の任命について
- 議案第20号 柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について
6. 報告事項

7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 定刻より少し早いですが、お揃いでございますので、令和3年第5回定例教育委員会会議を開会します。本日の会議録署名委員は、西村委員です。よろしくお願いいたします。次に、事前に送付させていただいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、本日の議事に入ってまいります。本日は議案が5件出ております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第16号について、社会教育課北西課長より説明をお願いします。

北西課長： ご説明申し上げます。議案第16号柏原市社会教育委員の委嘱についてでございます。柏原市社会教育委員を社会教育法第15条第2項の規定により委嘱するものです。理由としましては、令和4年3月31日まで任期のあった社会教育委員のうち、PTA協議会会長が退任され、令和3年度より新たにPTA協議会会長が就任されたことによるものです。委嘱期間でございますが、本日令和3年5月12日から、柏原市社会教育委員条例第4条により前任者の残任期間である令和4年3月31日まででございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第16号柏原市社会教育委員の委嘱については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第17号について、文化財課寺川次長より説明をお願いします。

寺川次長： 文化財課よりご説明申し上げます。議案第17号柏原市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。柏原市文化財保護条例第44条及び柏原市文化財保護条例施行規則第24条の規定に基づき次のとおり委嘱するものでございます。資料をお開き下さい。委嘱予定者名簿でございます。このうち民俗学を専門とする委員に交代がございます。なお、他の委員につきましては、前回に引き続き継続して委員をお願いしたいと考えております。委嘱年月日につきましては、任期満了に伴う委員の委嘱でございますことから、令和3年4月1日とし、委嘱期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間を予定しております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第17号柏原市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第17号柏原市文化財保護審議会委員の委嘱については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第18号について学務課和田参事よりお願いいたします。

和田参事：それでは議案第18号令和3年度就学援助についてご説明いたします。就学援助制度は、経済的に就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度です。法律的には、憲法第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあり、それを実現するため、教育基本法第5条は、義務教育を定め、第3項で「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」とされています。また、学校のことを定めた学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。柏原市教育委員会では、「柏原市就学援助費支給要綱」、「柏原市中学校夜間学級生徒就学援助費交付要綱」を定め、運用しております。

対象となっている要保護者ですが、要保護世帯は、教育扶助として生活保護費から支給されますが、修学旅行の費用は支給されませんので、小学校6年生と中学校3年生を対象に修学旅行費のみが就学援助の対象となります。また、準要保護世帯の認定は、各市町村によって基準が異なりますが、大阪府下の多くの市町村は、生活保護額を基準とし、それに係数1.0から1.3を乗じて得た額を世帯の所得と比較して決定しています。本市は、生活保護額に1.1を乗じて得た額を基準額とし、前年の所得がそれ以下の世帯を就学援助費の支給対象として認定しています。

令和3年度は、基準となる生活保護額に大きな変更がおこなわれなかったことから、令和2年度と同様といたします。変更点としましては、令和2年度から令和3年4月の新小学1年生に対する小学校入学準備金を令和3年2月に前倒し支給することとなりましたので、従来の新入学学用品費を廃止いたしました。また、小学1年生の給食費扶助を200円引き上げています。

援助の費目でございますが、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、林間・臨海学習費、学校給食費、医療費、通学費、中学校入学準備金、小学校入学準備金の9項目でございます。

別の資料、令和3年度就学援助についてという資料をご覧いただきたいのですが、令和3年度の準要保護児童生徒の認定基準は、柏原市就学援助費支給要綱第4条第2号の規定により、本市の生活保護基準額のうち教育委員会の定める基準額の1.1倍とします。支給額等は下記のとおりとします。ということで、2番の表に支給額等を記載しております。それから、3番の中学校夜間学級就学援助についてですが、こちら金額を記載しておりますのでご覧頂ければと思います。その次の別紙1ですが、こちらは各年度の認定基準額のモデルケースを記載しております。先ほども申し上げました通り生活保護基準に大きな変更がありませんでしたので、額は同じとなっております。少し飛びまして、別紙3、4ページこちらは各年度別の認定数及び支給状況となっております。令和2年度は令和元年度と比べて若干減っております。その理由としましては新型コロナウイルス感染症によって校外学習が行われなかったこと、ゴートゥートラベルで割引があったことから支給額は減少しております。以上ご審議よろしく願いいたします。

新子教育長： 今説明のありました内容について、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

田中委員： 不勉強で申し訳ないのですが、中学夜間学級就学支援費と出ていますが、柏原市は0人ということで、柏原市には夜間中学校はないですね。例えば八尾市などに柏原市の生徒が行かれた場合ということですか。

和田参事： はい。ただこの数年は支給した実績はございません。

山崎委員： 就学援助の概要2ページ目。1点目は4番の認定者数のところで、平成26年から令和2年のところで児童生徒数がだいたい千人弱減っているんですね。そして認定率は平成26年が23.9%で令和2年度に13.7%ということで大変な減少になっていて驚きます。子どもの貧困が7人に1人とされていますので、そういうものかとも思いますが、一つは去年からのコロナ禍で雇用の厳しさや給与の減額など盛んに言われています。その中でどうして認定率が下がってきているのか不思議だなと感じます。それから6番の決算額で見ますと、平成26年が1億程度支出していたものが令和2年度には4千2百万程度に減っていて、財政的にはいい数字というべきかもしれませんが、どうしてこういう厳しいコロナ禍の中で数字が下がってくるのかというふうに思います。

もう一つは教育委員会とは別の話になりますが、生活保護の方は申請や認定が増えているのか分かれれば教えてください。それから児童生徒数について今年度についても5月1日の基本調査について、次回にでも印刷していただければありがたいです。わかればお答え願います。

和田参事： 生活保護の基準額自体が年々引き下げられておりまして、平成26年度に比べると厳しくなっているということがあると思います。認定率が下がっている件については、理由は断定できませんが、昨年申請時期の4月5月には緊急事態宣言が出ておりましたので、申請者が減ったこともあろうかと思います。

田中委員： コロナ禍もあって、前年收入で見られるので令和3年度が厳しくなるかもしれませんね。

和田参事： 委員がおっしゃいました通り、基準が1年前の所得証明で審査しますので、去年より今年は厳しいケースが出てくるかと思いますが、原則にとらわれずに例えば減額された給与証明を確認するなど、柔軟に対応したいと考えております。

新子教育長： 他にご質問はございますか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第18号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第18号令和3年度就学援助については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第19号について図書館東野館長よりお願いいたします。

東野館長： 議案第19号柏原市図書館協議会委員の任命についてご説明申し上げます。図書館法第15条及び柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、次の通り任命します。

資料をご覧ください。任命予定者の名簿でございます。10名の任命を予定しております。
任命年月日は令和3年4月1日。委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日まででございます。ご審議よろしくお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第19号柏原市図書館協議会委員の任命について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第19号柏原市図書館協議会委員の任命については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第20号について公民館松田館長よりお願いいたします。

松田館長： 議案第20号柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について公民館よりご説明申し上げます。社会教育法第30条及び柏原市公民館運営審議会条例第3条の規定により、次の通り委嘱するものでございます。資料をご覧ください。委嘱予定者の名簿でございます。ご覧の12名の委嘱を予定しております。委嘱年月日は任期満了に伴う委嘱でございますので、令和3年4月1日。委嘱の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第20号柏原市公民館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第20号柏原市公民館運営審議会委員の委嘱については原案どおり承認することにいたします。

新子教育長： それでは本日の議事案件は以上でございます。

（教育監から第二期柏原市教育振興基本計画について、緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について、教育部長よりプール授業について報告あり）

以上で、第5回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員